

## ◇相互援助の手引

相互援助について	1
援助の内容	3
活動のながれ	5
ファミリー・サポート・センターのしくみ .....	6
会員のお約束	7
報酬の基準	10
補償保険制度	13
提供会員の留意事項	17
安全チェックリスト	19
自家用車での送迎チェックリスト .....	21
19時をまたぐ場合の報酬の例 .....	22
事故発生時の対処の流れ	23

## 相互援助について

子育ての手助けをしてほしいとき

子育てのお手伝いをしたいとき

燕市ファミリー・サポート・センターは、  
育児の援助をしてほしい人（依頼会員）、  
育児の援助をしたい人（提供会員）が、  
互いに助けたり、助けられたりして育児の  
相互援助活動を会員登録制でおこなっています。

専門的な保育サービスとは違い、  
ボランティア精神にもとづいています。  
同じ地域住民同士としてお互いを尊重、信頼しながら、  
子育てに困っている家庭に、できる人ができる範囲で  
少しずつ手を差し伸べる活動です。

子どもの安心・安全を最優先としておこなっていきます。

そのため、必ずしもサポートをお約束する  
ものではないことをご了承ください。



## 会員条件

- 依頼会員……子育てのお手伝いをしてほしい人。  
燕市在住で0歳～おおむね12歳の子どもを育てている人。
- 提供会員……子育てのお手伝いをしたい人。  
燕市在住で心身ともに健康で子どもの送迎や預かりができる、子どもが好きな18歳以上の人。
- 両方会員……依頼提供の両方の会員条件を兼ねる人。

※入会される際は、登録、活動する旨を家族の同意を得たうえで手続きください。

※子育てや子育てのサポート活動に役立てるために、会員は毎年行われるファミリー・サポート・センター研修会、交流会に参加してください。

(ご要望等ございましたら、センターまでお知らせください)

## 減免制度

経済的に困りの家庭やひとり親家庭等の経済的負担軽減を図るため、下記の世帯を対象に利用料を減免します。

事前に申請が必要です。

【対象】 生活保護受給世帯  
就学援助受給世帯  
児童扶養手当受給世帯

【減免額】 利用料のうち1時間あたり200円を減免  
※2人目以降の同時預かりの場合は、1人1時間あたり100円を減免

# 援助の内容




## 主なサポート内容

対象	0歳からおおむね6歳までの子ども（未就学児）	6歳からおおむね12歳までの子ども（小学生）
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児の援助</li> <li>・ 沐浴の補助</li> </ul> <p>※沐浴は有資格者でなければしてはいけないことが法律で定められていますので、依頼会員の補助をおこないます。</p> <p>※へその消毒等の医療行為はできません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園等への送迎</li> <li>・ 登園前や降園後等の子どもの預かり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校や放課後児童クラブへの送迎</li> <li>・ 学校や放課後児童クラブ前後の預かり</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 習い事の送迎 ※内容につきましては応相談</li> <li>・ 下の子どもがいる場合の上の子どもの世話</li> <li>・ 保護者の通院時の預かり</li> <li>・ 買い物中の預かり</li> <li>・ 兄弟姉妹の行事の際による預かり など</li> </ul>	
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預かりの場合は原則として提供会員の自宅です。</li> </ul> <p>※ただし、会員同士の話し合いにより、その他の場所や依頼会員の自宅での預かりも可能です。</p> <p>※産後のサポートは原則として依頼会員の自宅で行います。</p>	

## 【注意事項】

1. 子育てにおいて、手不足を補うための援助で輕易でかつ短期的、補助的なものです。乳幼児の長期間保育等はおこないません。
2. 家事援助や対象の子ども以外の家族への支援はおこないません。
3. 援助活動は、提供会員一人に対して依頼会員一家族とし、集団保育はおこないません。
4. 原則として、預かる際は提供会員の自宅となります。それ以外にご相談ください。
5. 依頼会員不在時の依頼会員の自宅での活動はおこないません。
6. 子どもの宿泊を伴う預かりはおこないません。
7. 投薬はおこないません。
8. 子どもの在籍する施設から体調不良などでお迎えの連絡が来た場合のサポートは行いません。保護者の方から迎えに行ってください。
9. 病児・病後児のサポートはおこないません。  
※病児・病後児保育は、たかだ小児科医院併設「あおぞら」と県央基幹病院併設「なでしこぽかぽか保育園」内で行っています。
10. 学級閉鎖中のサポートはお控えください。
11. サポート中の子どもの体調不良や自然災害発生時には、早急にお迎えをお願いします。
12. 記載のないサポートにつきましてはセンターへご相談ください。

## 活動のながれ

- 
1. 入会登録をします。入会する保護者の顔写真（免許証サイズ 縦 3 cm×横 2.4 cm）を 2 枚（同じもの）をご用意ください。
  2. 依頼の内容に応じてアドバイザーが提供会員をお探しして、事前打ち合わせをします。依頼会員とその子ども、提供会員、アドバイザー同席のもと、おこないます。

※その際、依頼会員の「事前打ち合わせ内容(兼)会員台帳」の写しと提供会員の住所、電話番号を交換します。  
個人情報との交換となりますので大切に保管してください。  
退会する時に返却していただきます。

※実際の活動は子どもと提供会員の 1 対 1 になります。  
お互いに信頼し合い継続した活動ができるように、気になること、できること、できないこと、してほしいことなどは遠慮せずきちんと、話し合いましょう。

※事前打ち合わせの結果、援助活動を辞退する意向を持った会員は、速やかにセンターへご連絡ください。

3. 依頼会員は、サポートを依頼したいときはセンターへ連絡をします。  
※会員同士での連絡は緊急時以外には基本的に行わないでください。
4. センターは、事前打ち合わせをした提供会員へ援助の依頼をします。
5. 提供会員は事前打ち合わせに基づいてサポート活動をします。  
※センターは依頼内容に応じて受付簿を作成しています。  
会員は依頼内容以外の事を要求したり、行ったりしないでください。
6. 提供会員はサポート活動が終わったら、「援助活動の報告」を作成します。掛かった費用を依頼会員に連絡します。

7. 依頼会員は「援助活動の報告」を確認し、掛かった費用を直接、現金で提供会員に支払います。その際、依頼会員は署名をします（自筆であれば押印は不要です）。「援助活動の報告」を依頼会員が預かる事はしません。

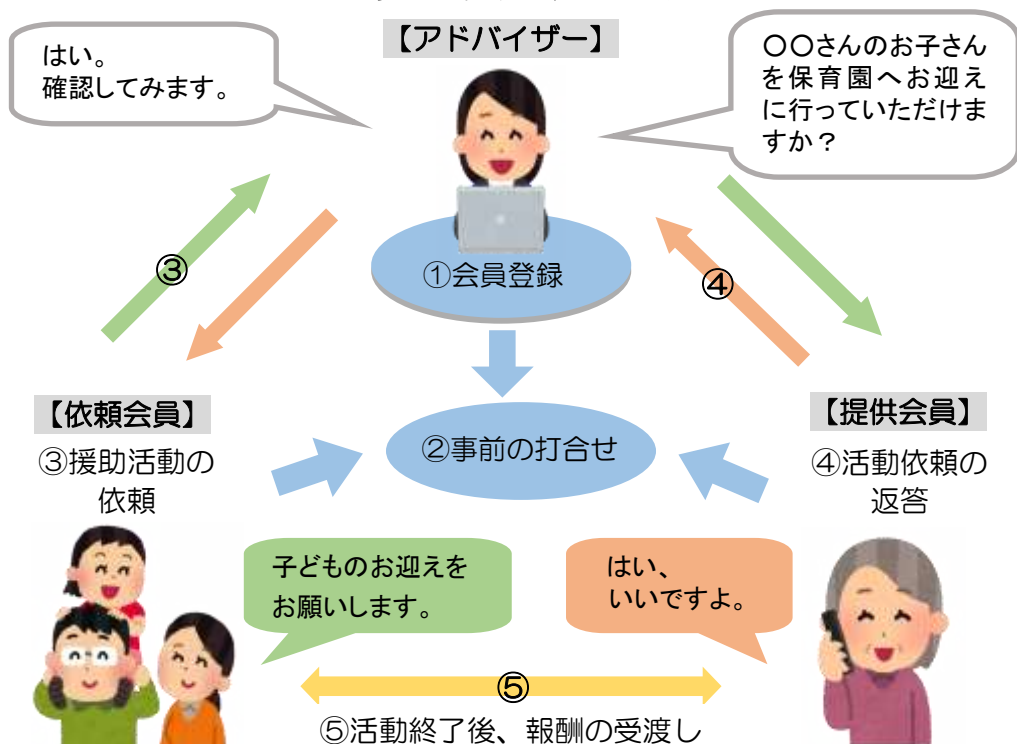
※支払いには依頼会員が提供会員の所へ出向くことを基本としてください。

8. 提供会員は、1ヵ月分の「援助活動の報告」及び「相互援助活動記録簿」をまとめ翌月5日までにセンターへ提出します。

※提出が遅れる時は、必ずセンターへ連絡をしてください。

## 【ファミリー・サポート・センターのしくみ】

### ファミリー・サポート・センター



# 会員のお約束



## 1 共通

- ① 本会の活動の趣旨と決まりを守り、会員同士はお互いに尊重しましょう。
- ② お互いのプライバシーは守りましょう。退会後も、活動中に知り得た会員の情報などについて、第三者に漏らしてはいけません。
- ③ 家族構成や住所、勤務先が変わった際には必ずセンターへお知らせください。
- ④ サポート内容に変更がある場合は速やかにセンターへお知らせください。
- ⑤ サポートの依頼やキャンセルは必ずセンターを通して行います。会員同士で交渉を行うことは、緊急な場合を除いて行わないでください。
- ⑥ 退会するときは、「事前打ち合わせ内容(兼)会員台帳」や提供会員の住所、電話番号などの個人情報を中心センターへ返却してください。

## 2 依頼会員

- ① 提供会員は、有償ではあるもののボランティアであり、民間のベビーシッターやタクシーなどの送迎業者等とは違うことをご承知おきください。
- ② 依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。

- ③ サポートの際に、子どもに必要なものは基本的に依頼会員が準備してください。
- ④ 会員は常に会員証を携帯し、センターに連絡をする際は、氏名と会員番号を伝えてください。
- ⑤ サポートの依頼日が決まったら早めにセンターへ連絡をしてください。センターを通さずに行ったサポート活動は活動保険（総合補償制度）が適用されず、万が一事故があってもセンターは責任を負いません。
- ⑥ 活動内容に変更が生じた場合は速やかに、センターへ連絡をしてください。（緊急時は提供会員へ直接連絡をしても構いませんが、後ほど必ずセンターにも連絡をしてください。）
- ⑦ お子さんの在籍する施設（保育園、小学校、放課後児童クラブ等）への送迎を依頼する場合は、保護者が責任をもって必ず事前に各施設へ連絡をしてください。
- 連絡の不徹底により、お迎えができない場合は、依頼会員の責任となります。
- ⑧ 提供会員はサポート活動を行うほかに、サポート中の記録や報告書の作成もして下さっています。援助費用の支払いには、なるべく提供会員の所へ出向くようにしましょう。
- 提供会員の所へ出向くことができない場合、お互いに連絡を取り合い相談してください。
- ⑨ 子育ての手助けをしていただく感謝の気持ちを忘れないようにしましょう。
- ⑩ 安心安全なサポートが難しいと判断した場合は、サポートのご利用をお断りさせていただく場合があります。

### 3 提供会員

- ① 活動時は必ず会員証を携帯し、送迎などの際は施設職員へ提示してください。
- ② 依頼された援助内容以外の仕事は行わないでください。
- ③ 安全チェックリストにより、子どもの安全を確認してください。（19ページ参照）
- ④ 活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターもしくは、こども未来課（0256-77-8225）へ連絡してください。（23ページ参照）
- ⑤ 自動車での送迎などの際は運転免許証や任意保険の確認をしてください。  
また、自家用車での送迎チェックリストを確認し、子どもの安全を確認してください。（21ページ参照）
- ⑥ 毎月月末に活動報告書をまとめ、翌月 5 日までにセンターへ提出してください。
- ⑦ 子育てのお互い様のサポート活動であるという気持ちを忘れないようにしましょう。
- ⑧ サポートを実際に行ってみて、安心安全なサポートを行うことが難しいと思われる事態が発生した場合や、ご自身でのサポートが難しいと感じた場合は、速やかにセンターへご相談ください。

## 報酬の基準

1. 燕市ファミリー・サポート・センターの報酬基準は、次のとおりです。

区分	依頼会員が支払う額	提供会員が受け取る額
① 月曜日～金曜日 7時～19時	1時間あたり 500円	1時間あたり 900円
② ①の時間外及び 土・日・祝日	1時間あたり 600円	1時間あたり 1,000円

※減免制度もあります。2ページ参照

- 支払額と受取額の差額は、ひと月分をまとめて翌月に燕市がお支払いします。
- 援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。
- 援助時間が1時間を超えた場合、その後の報酬は30分ごとに加算します。
- 活動時間は提供会員が活動のために家を出発した時間から、活動を終えて家に帰宅した時間までを活動時間とします。
- 事前打ち合わせの際は、提供会員へ1回あたり1時間分の報酬を燕市からお支払いします。
- ①の平日の時間区分をまたぐ報酬の計算の仕方について  
7時または19時をまたぐ活動時間については、活動時間が長い方の金額で計算します。  
同時間の場合は高い方の金額で計算します。  
(22ページ参考資料参照)

## 2. 兄弟姉妹を同時に預ける場合

1 人の提供会員に同時に複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は 2 人目から報酬が半額となります。

## 3. 依頼のキャンセル料について

次のとおり依頼会員が支払ってください。

\* 前日までのキャンセル…無料

\* 当日キャンセル……………依頼会員が支払うべき額の半額

\* 無断キャンセル……………依頼会員が支払うべき額の全額

- ・キャンセルの理由が暴風雪等の悪天候、災害の発生時、やむを得ない事情による場合はこの限りとせず、両者で話し合ってください。

- ・依頼会員がキャンセルした活動の際に発生した提供会員の交通費については、依頼会員の実費負担となります。

時間のキャンセル（依頼した時間より短くなる場合）

\* 前日までに連絡した場合…無料

\* 当日預ける前までに連絡した場合

……………キャンセルした時間の半額

\* 連絡なしに時間が短縮された場合

……………依頼した時間の全額

## 4. サポートに必要な物品の用意と費用負担について

- ・食費（ミルク代）、おやつ代、おむつ代、消耗品、器材など、サポート時に子どもに必要と思われるものについては基本的に依頼会員が準備します。

- ・提供会員に提供をお願いした場合、その実費を依頼会員が提供会員に支払います。依頼会員が事前に用意し、提供会員に渡す場合は掛かりません。

## 5. 交通費について

- 自家用車での送迎の場合 1 km=22円を目安として、依頼会員と提供会員との話し合いのうえ、お支払いください。
- 提供会員がサポートのために自宅を出発したところから、サポートを終えて自宅に戻るまでの距離数で計算します。
- 公共交通機関・タクシーなどを利用した場合は、その実費を依頼会員が提供会員に支払います。

## 補償保険制度

活動中の事故に備えてファミリー・サポート・センター保障保険「提供会員傷害保険」、「移動サービス専用自動車保険」、「賠償責任保険」、「依頼子ども傷害保険」に燕市で加入しています。

### 1. 提供会員傷害保険

提供会員が、活動中や活動するために自宅と依頼会員の子どもの家や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然的な外来の事故により傷害を被った時に補償します。

事由	補償額	その他
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺傷害	程度により 500万円～ 20万円	事故日より180日以内の 後遺傷害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日が限度
手術	3,000円× 所定倍率	事故日より180日以内の期間の手術（1回のみ）
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で 90日が限度

## 2. 移動サービス専用自動車保険（令和8年6月頃からを予定）

援助活動中、提供会員の自家用車を用いて依頼会員の子どもへの送迎を行っている間の事故について、提供会員が加入している自動車保険に優先してお支払いするものです。

※提供会員の自宅と依頼会員の子どもの家や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）以外は補償の対象外となります。

補償	保険金額	詳細
対人賠償責任保険	無制限/ 相手側1名について	他人にケガをさせたときの法律上の損害賠償責任を補償。自賠責の超過額のみ。
対物賠償責任保険	無制限/ 1事故について	他人の物を壊してしまったとき等の法律上の損害賠償責任を補償。
移動サービス事業者向け人身傷害保険特約	3,000万円/ 1名について	自身および同乗者がケガ・死亡、後遺障害が生じた場合に実際の損害額に対して補償。 5日以上入通院した場合、傷害一時費用保険金10万円を支払い。
対物超過修理費用補償特約	時価額を超える修理費に過失割合を乗じた額	対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を補償。 1事故について相手方の車1台当たり50万円が限度。
車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約（移動サービス用）	上限額15万円	事故もしくは盗難にあった場合、故障等により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合に支払い。

※援助活動中に事故が起こった場合は、速やかにセンターにご連絡をお願いします。

※補償を受けるには「燕市ファミリー・サポート・センター  
自家用車使用規定」をよくご確認のうえ、事前に下記書類  
を提出していただく必要があります。

- 自家用車使用申請書
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 加入済み自動車保険証券の写し

また、援助活動終了後は「自家用車使用援助活動報告書」を作成のうえ、翌月5日までに活動報告書とあわせてセンターへご提出ください。

### 3. 賠償責任保険

提供会員が活動中に監督ミスや提供した飲食物が原因で子どもなどの身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に提供会員が負担する賠償金等を補償します。

※自動車保険は、本保険の中に組み込まれていません。

事 由	補 償 額
対人・対物（1事故につき）	2億円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

### 4. 依頼会員子ども傷害保険

依頼会員の子どもの提供会員から預かりを受けているときに、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

事 由	補 償 額	そ の 他
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺傷害	程度により 300万円～ 12万円	事故日より180日以内の 後遺傷害発生
入院（1日）	2,000円	事故日より180日が限度
手 術	2,000円× 所定倍率	事故日より180日以内の期間の手術 （1回のみ）
通院（1日）	1,000円	事故日より180日以内で 90日が限度

## 【提供会員の留意事項】

### (1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせたときの方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。また、窒息や誤飲、けが等の事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。



### (2) 子どもの転倒事故

提供会員は、子どもの進路につまずきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車に子ども（6歳未満）を乗車させる場合には、チャイルドシート等の使用が義務づけられているので、必ずチャイルドシートに座らせ、シートベルトをしっかりと締めること。



### (3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているため、提供会員は預かり中の子どもに屋外遊具の正しい使用方法を守らせること。また、事故は子どもから目を離してしまったわずかな時間に発生する事も考えられるため、子どもから目を離さないで、子どもの動きに対応できるように留意すること。



### (4) 自転車による事故

子どもを自転車の後ろに乗せる場合には、チャイルドシートを整備すること。改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。大人も着用しましょう！



### (5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、子どもが火気に触れることのないようにガードを付けたり、子どもの手の届かないところに配置すること。



## 【預かりの際の安全チェックリスト】

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認しましょう。

1. 火災や地震、水害の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
5. ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かない所に置いていますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かない所に置いてありますか。
8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。

9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
13. 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。

# 【自家用車での送迎チェックリスト】

安心安全な送迎が行えるよう、送迎サポートの際には事前にこのチェックリストを使って確認しましょう。

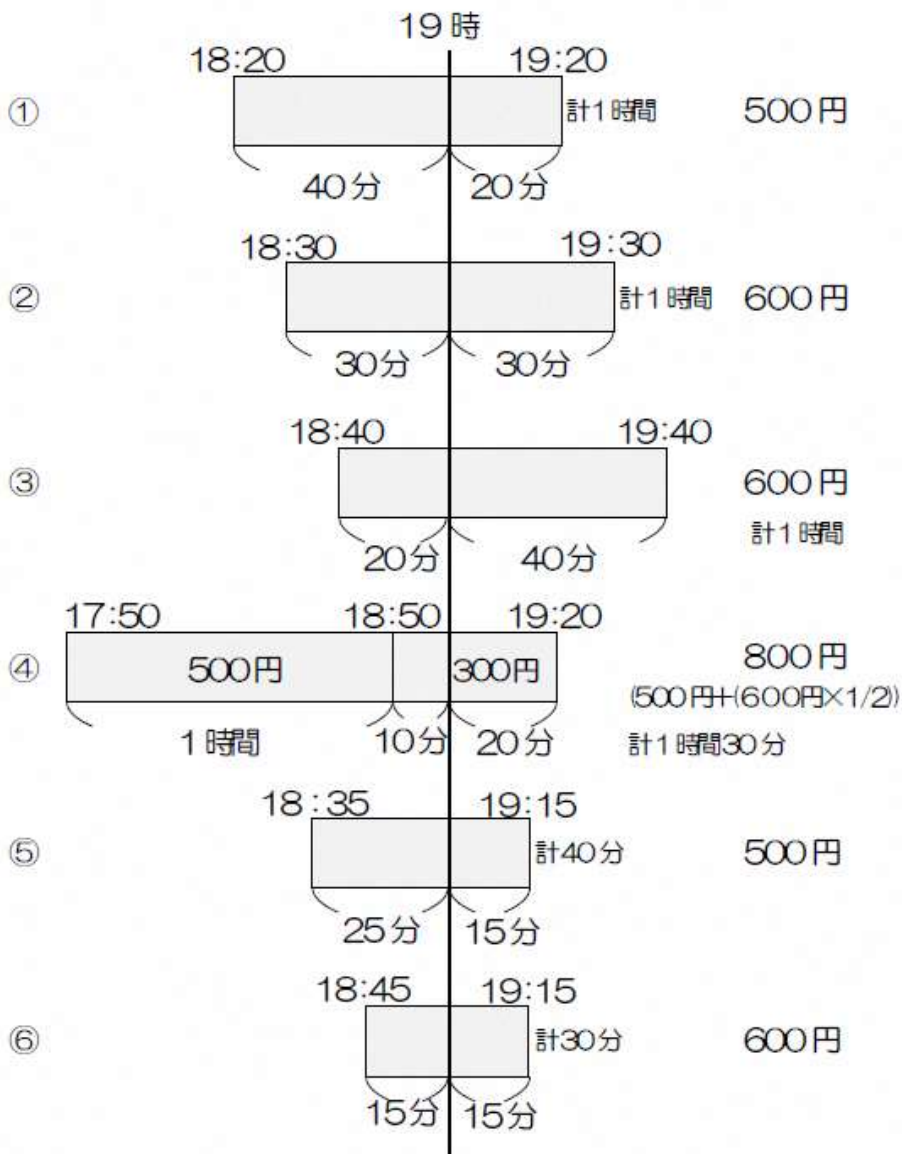
1. 運転免許証と自動車検査証（車検証）有効期限は守られていますか。任意保険の期限や内容も確認をしましょう。
2. 道路を横断する時は横断歩道を渡りましょう。  
横断歩道がない場合は周囲に充分に気をつけて、子どもの手をつないで渡りましょう。
3. 子どもを車に乗せるときは、車の前後左右の安全をよく確認しましょう。
4. ドアの開閉は大人が行うようにしましょう。
5. 後部座席のドアはチャイルドロックをかけていますか。
6. パワーウィンドウはチャイルドロックをかけていますか。
7. チャイルドシートやジュニアシートは子どもの体格に合っていますか。
8. シートベルトの着用の確認をしていますか。
9. 飛び出したり、シートベルトを勝手に外すなど、運転の妨げになるような行為はありませんか。   
発生した場合はセンターへご相談ください。

※悪天候や交通状況等により、いつもより時間がかかる場合は、より一層時間と心に余裕をもって運転を心掛けてください。

※荒天の場合は活動の中止も検討してください。

## 【参考資料】 19時をまたぐ場合の報酬の例

1時間を超えた場合、それ以降の報酬は30分ごとに1時間分の半額を加算します。

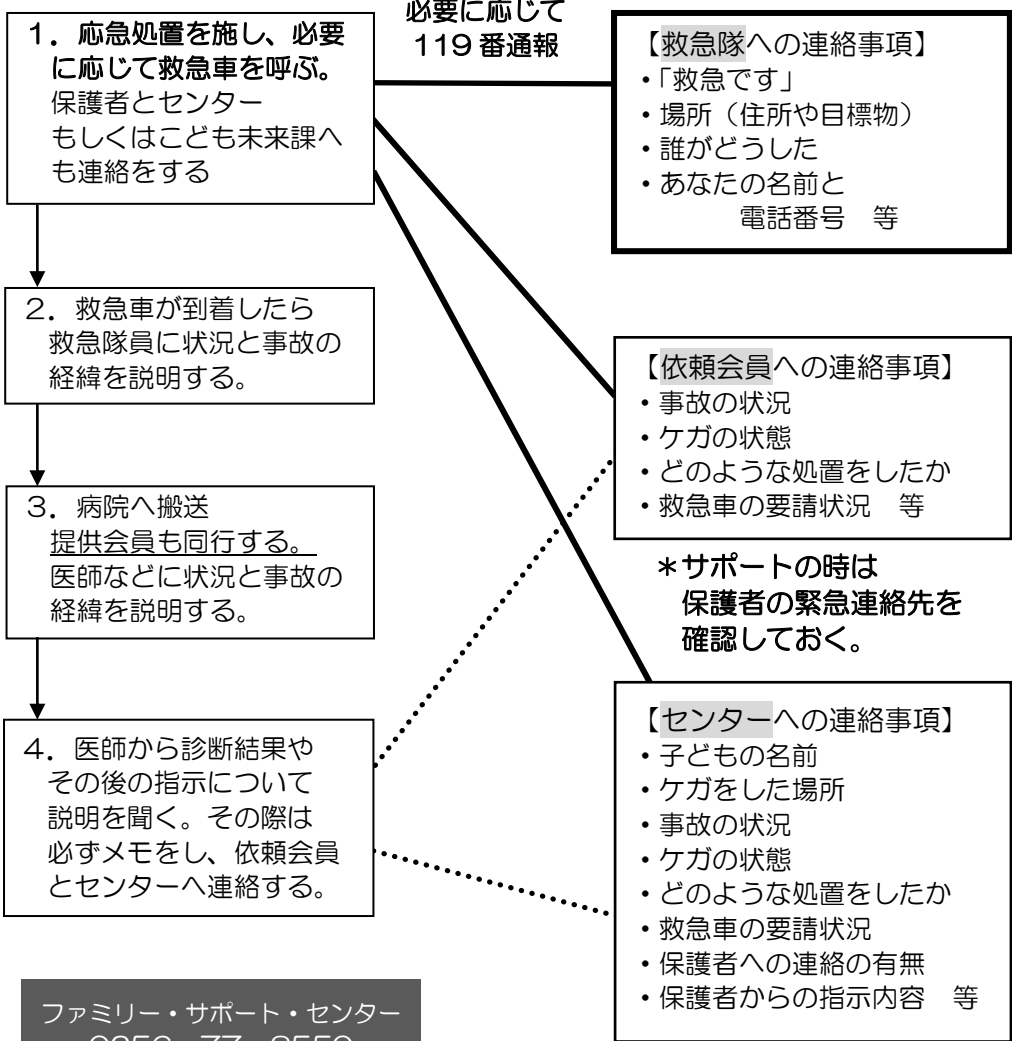


# 事故発生時の対処の流れ



提供会員

連絡先



ファミリー・サポート・センター  
0256-77-8550  
こども未来課  
0256-77-8225

※状況によっては病院へ駆けつける

# 事故発生日以降

提供会員

依頼会員

ファミリー・サポート・センター  
0256-77-8550  
こども未来課  
0256-77-8225

